

公 告

白石町財務規則（平成 17 年白石町規則第 43 号。以下「規則」という。）第 80 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行う。

令和 6 年 5 月 8 日

白石町長 田 島 健



1 工事の概要

- (1) 工 事 名 令和 6 年度白石町防災行政無線施設機能拡充等整備工事
- (2) 工事場所 佐賀県杵島郡白石町一円
- (3) 工事内容 白石町防災行政無線施設機能拡充等整備工事一式
親局設備一式の整備、再送信子局設備一式の整備、屋外拡声子局設備一式の整備、戸別受信設備一式の整備、情報表示テレビモニターの整備、町公式ホームページ及び情報配信システム（あんあん・LINE）との連携整備、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部指令装置との連携整備、既存同報系設備（更新する機器）の撤去、工事に係る各申請及び付随する業務
- (4) 予定工期 約 8 箇月「議決日（本契約）の翌日から令和 7 年 3 月 28 日まで」
- (5) 予定価格 公表しない

2 入札参加資格に関する事項

条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 当該工事に対応する業種について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 当該工事に対応する業種について営業年数（建設業法第 3 条の規定より許可を取得した後の年数）が 10 年以上あること。
- (4) 白石町建設工事等入札参加者の資格に関する規則（平成 17 年白石町規則第 120 号）第 3 条の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格の決定を受けている者

で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第3項により電気通信工事A級以上の決定を受けていること。

- (5) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果に係る直近の通知の電気通信工事の総合評点(P)が1200点以上であること。
- (6) 平成25年4月1日から本公告日までに、公共工事(電気通信工事(同報系防災行政無線整備工事に限る))の元請(共同企業体の構成員としての実績は、(出資比率が30%以上のものに限る。))として施工実績を有すること。
- (7) 発注工種について、入札参加資格確認申請書の提出期限から落札決定までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (8) 白石町及び国、他の地方公共団体の建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から落札決定の日までの間受けていない者であること。
- (9) 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限以前6箇月から落札決定の日までの間に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (10) 落札決定までの間に、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を提出し、前記(4)の決定を受けている者を除く。
- (11) 佐賀県又は福岡県に、本店、支店又は営業所等を有している者であること。
- (12) 当該工事の他の入札参加資格者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- (13) 電気通信工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置し得る者であること。

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 同種工事の施工実績表
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) 営業所一覧表
- (5) 総合評定値結果通知書の写し(入札予定時期に有効なもの)
- (6) 建設業許可通知の写し

4 入札参加資格確認申請書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和6年5月9日から令和6年5月29日まで
- (2) 交付場所 白石町ホームページ <http://www.town.shiroishi.lg.jp/>
(MS-Word 文書及びPDFファイル)

5 入札参加資格確認申請書等の受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和6年5月9日から令和6年5月29日（必着）まで
- (2) 受付場所 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1
白石町役場 総務課 危機管理・防災係 宛
(※簡易書留にて郵送のこと)

6 入札参加資格確認

本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知を受けた者に限る。

7 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 無資格者に対しては、資格を有していない旨及びその理由を書面により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により理由に対する説明を求めることができる。
- (3) 理由について書面により説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。
この回答に不服がある者は、理由の説明を受けた日から7日（休日を含まない。）以内に書面により不服申立てを行うことができる。
- (4) 不服申立てについては、白石町入札資格者指名審査委員会において審議する。

8 入札予定時期

令和6年7月中旬（正式な日時は、入札参加資格確認通知による。）

9 入札関係書類等

入札に関する提出資料、工事費積算に必要な金抜設計書及び図面データ等については、入札参加資格確認通知のときに送付する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付すること。ただし、規則第81条第1号の規定により入札保証保険契約を締結しているとき又は入札保証金免除申請書を提出した者で、同条第2号の規定に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

なお、入札保証に係る入札保証金の額は、その者が見積る入札金額の100分の5以上とする。

(2) 契約保証金

納付すること。ただし、規則第100条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の100分の10以上とする。

1.1 入札の無効

規則第87条に規定する入札無効に該当する入札

1.2 議会の議決に付すべき契約

この入札による契約は、規則第101条の規定による建設工事請負仮契約書を作成し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する当該請負契約に係る白石町議会の議決がなされたとき、当該建設工事請負仮契約書を本契約に基づく契約書とみなす。

1.3 その他

問い合わせ先 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

白石町役場 「総務課 危機管理・防災係」

TEL 0952-84-7111（総務課直通）

FAX 0952-84-6611（代）